

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年7月14日(2011.7.14)

【公表番号】特表2010-528091(P2010-528091A)

【公表日】平成22年8月19日(2010.8.19)

【年通号数】公開・登録公報2010-033

【出願番号】特願2010-509824(P2010-509824)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/475	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/04	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/475	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	35/04	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	39/395	T

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月26日(2011.5.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トラスツズマブとビンフルニンとを含んでなる、哺乳類における新生物の治療用組み合わせ製剤。

【請求項2】

前記新生物が、HER2の過剰発現または増幅と関連している、請求項1に記載の組み合わせ製剤。

【請求項3】

前記新生物が、気管支肺胞癌および非小細胞肺癌を含む肺癌、乳癌、骨髄腫、前立腺癌、頭部および頸部癌、または移行上皮癌、子宮頸部における小細胞および大細胞の神経内分泌癌からなる群から選択される、請求項1または2に記載の組み合わせ製剤。

【請求項4】

前記新生物が乳癌である、請求項1～3のいずれか一項に記載の組み合わせ製剤。

【請求項5】

前記新生物が転移性乳癌である、請求項4に記載の組み合わせ製剤。

【請求項6】

前記新生物が癌である、請求項1に記載の組み合わせ製剤。

【請求項7】

ビンフルニンおよび/またはトラスツズマブを静脈内投与する、請求項1に記載の組み合わせ製剤。

【請求項8】

トラスツズマブ週1回投与する、請求項1に記載の組み合わせ製剤。

【請求項 9】

ピンフルニンを3週間に1回ずつ投与する、請求項1に記載の組み合わせ製剤。

【請求項 10】

トラスツズマブを3週間にわたって週1回投与する、請求項8に記載の組み合わせ製剤。

【請求項 11】

トラスツズマブを6～54週間、好ましくは24週間にわたって週1回投与する、請求項8に記載の組み合わせ製剤。

【請求項 12】

ピンフルニンを6～54週間、好ましくは24週間にわたって3週間に1回ずつ投与する、請求項9に記載の組み合わせ製剤。

【請求項 13】

ピンフルニンを24週間にわたって投与する、請求項9に記載の組み合わせ製剤。

【請求項 14】

ピンフルニンの投薬量が3週間に1回320 mg/m²である、請求項1～13のいずれか一項に記載の組み合わせ製剤。

【請求項 15】

トラスツズマブの投薬量が2 mg/kg/週である、請求項1～14のいずれか一項に記載の組み合わせ製剤。

【請求項 16】

ピンフルニンおよびトラスツズマブが、哺乳類への同時、個別または逐次投与に用いられる、請求項1～15のいずれか一項に記載の組み合わせ製剤。

【請求項 17】

1個体哺乳類における新生物治療用の医薬パックであって、(a)少なくとも1単位のピンフルニンと、(b)少なくとも1単位のトラスツズマブとを単位投薬形態中に含む、パック。